

令和3年6月16日

新上五島町社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1 子どもの看護等による休暇の柔軟な取得と制度の周知を図る。

- 令和3年6月～ 「育児・介護休業等に関する規則」の改めでの職員への周知と、規則中「子の看護休暇」対象職員への周知と状況に応じた取得の柔軟性を図っていく。

目標2 出産や子育て等により退職した職員に対しての再雇用を図る。

- 令和3年6月～ 育児休業の取得促進、退職等の対応、並びに退職する場合の再雇用の確認を対象職員へ確認を行っていく。

目標3 全職員の年次有給休暇の取得日数の更なる向上を図る。

- 令和3年4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
7月～ 各支所・本所において年次有給休暇の取得計画を策定する。
9月～ 掲示物・職員ミーティング等でキャンペーンを行う。

家庭も社会も地域の一部

みんなで取り組もう！

年次有給休暇を活用して
家庭と地域の
時間をつくりましょう

新上五島町社会福祉協議会

会長 森 藤 敏 幸

令和3年9月吉日 掲示